

## 社会保険業務処理マニュアル疑義回答一覧

【I 健康保険・厚生年金保険 適用】

平成20年1月17日

(マニュアル)分類	通番	分類コード①	分類コード②	事務局	業務処理名	案件名	疑義内容	回答	回答月
III-1	106	1301	31	新潟	被扶養者(異動)届 認定	高校生又は大学生等で「収入」欄が未記入の場合の取扱いについて	収入確認のための書類について、Point欄に「学生及び未就学児を除く。」とあるので、高校生又は大学生等で「収入」欄が未記入の場合、そのまま認定しても良いか。又は返戻して記載を求めるか、電話確認でも良いか。	義務教育卒業程度(高校生以上)の学生である場合、収入に関する添付書類は求めないが、「収入」欄への記載は必要であるため、未記入の場合は事業主等へ確認すること。 なお、事業主等への確認を電話で行った場合は、その旨の事跡を届書の余白等に付記すること。	2006年12月